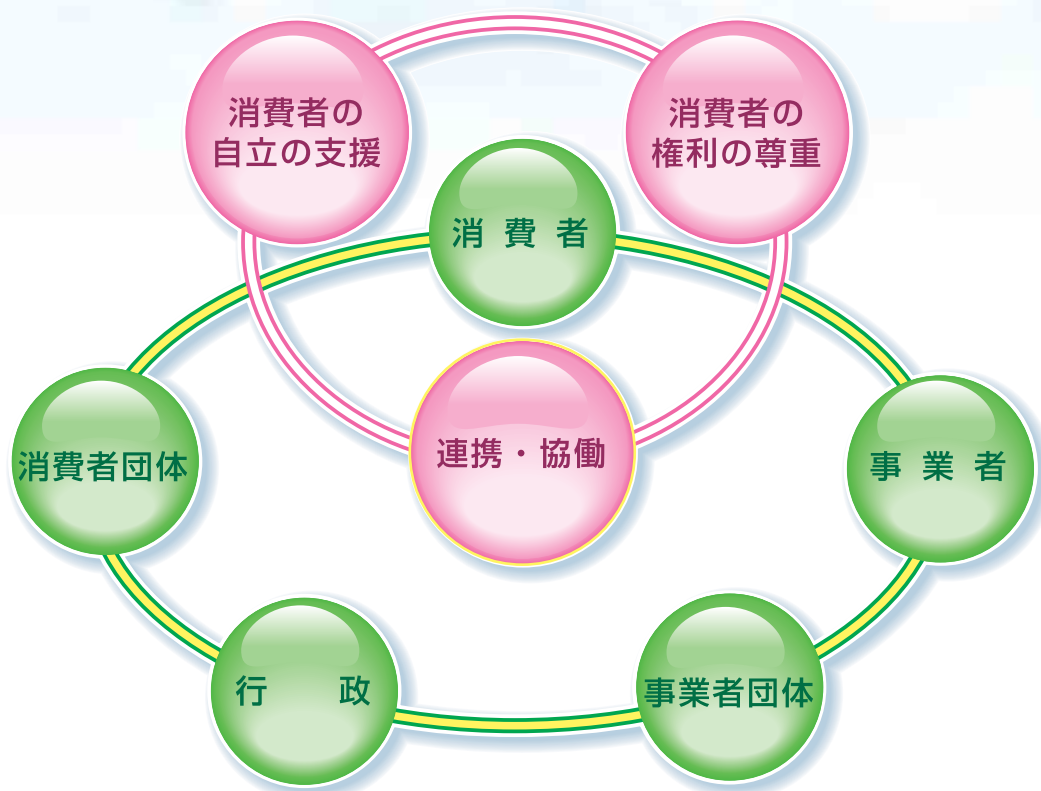


千葉県消費生活の 安定及び向上に関する条例

が制定されました。

平成20年6月1日施行

(平成19年12月21日公布)



条例の見直しの背景

食品の偽装表示、保険金の不払いなどの企業不祥事や、高齢者を狙ったリフォーム詐欺、アダルトサイト利用料金の不当請求など、消費者トラブルが後を絶たず、小・中学生までもが巻き込まれています。

千葉県では、平成19年12月、こうした悪質商法や危険な商品・サービスから県民を守り、県民自らも自分を守るための基本的な枠組みを定めた「千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例」を制定し、平成20年6月1日から施行します。

この条例は、昭和50年に制定（63年に大幅改正）された消費者保護条例に代わるもので、消費者を取り巻く社会環境の変化や消費者保護基本法の改正などを踏まえてつくられたものです。

条例では、行政と事業者、消費者が相互に連携し、協働することを基本理念としたほか、消費者へのきめ細かな情報提供による消費者の自立の支援と消費者被害の未然防止、悪質事業者への指導の強化、消費者の権利の拡充などが盛り込まれています。